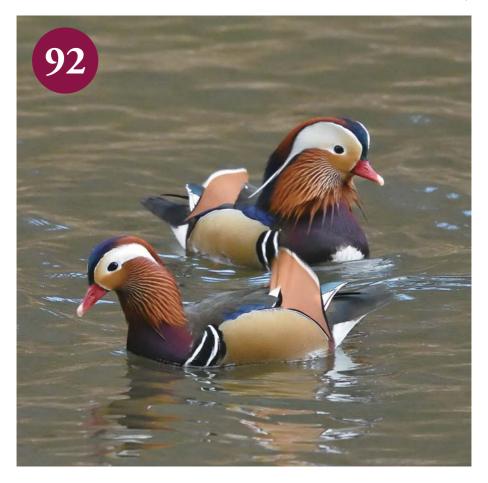
GLOBE

グローブ 2018 冬



(公財)世界人権問題研究センター

「唐人雁木旧趾」

(伏見区納所町)



「唐人」とは朝鮮通信使を、「雁木」とは船着場の階段を指す。朝鮮通信使とは、1607年~1811年にかけて12回朝鮮から日本へ派遣された外交使節団である。豊臣秀吉の朝鮮侵略後に断絶した国交を回復し、両国の平和的な関係を構築する上で大きな役割を果たした。「通信」とは、互いに信を通わすという意味である。

淀は三川(宇治川・木津川・桂川)の合流地点で、古くから港として交通の要所であった。朝鮮通信使(約450~500人)は大型朝鮮外航船6隻で釜山から対馬、瀬戸内海を経て大坂へ、そこから川船に乗りかえ淀川を遡行し、淀で休憩(一部宿泊)の後、陸路で京都入りし(通常一泊)、その後東海道を江戸へ向かった。

GLOBE

GLOBE No. 92 2018 winter 目次

事業案内	事業案内	事業案内	人権の窓	研究第六部	研究第五部	研究第四部	研究第三部	研究第二部	研究第一部	連載	外部寄稿	連載
人権図書室のご案内	2017年度 人権大学講座	ボランティア人権ガイドのご案内	障害者文化芸術推進機構の取組み 鎌部 正信共生社会の実現に向けたきょうと	「勤務間インターバル」の必要性 青木 克也権利としての	学習支援を考える 岩槻 知也「社会的困難を生きる若者」の	「結婚」する権利 ――その背後で 堀江 「有里	今のウトロ地区が訴えるもの 金 秀 煥	草創期の平安徳義会をめぐって 白石 正明	非差別の社会性について 初川 満	— 普遍的定期審査の現場から—(その五) … 坂元 🌣 茂樹世界の人権はいま	はぐくみのまち京都へ 上田 廣久	新しい人権問題への対応(その九)大谷 實
24	23	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。 ■表紙は「オシドリ」(冬鳥) 12月宝ヶ池にて <(公財) 霰天神山保存会理事 外村修氏提供>





前学校法人同志社総長 研究センター理事長 實

ます。 追求権にありますので、 ての人権の理念は、憲法13条の個人主義に立脚した幸福 の条文が関係します。 今回から医療に関連する人権問題を検討することにし まず、憲法の規定をみますと、この問題には二つ 幸福追求権が前提となります。 憲法13条と25条がそれです。 医療の在り方を考察する場合に すべ

的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている の健康です。憲法25条は、「すべて国民は、 ですが、ここで見逃してならないのは この幸福を支えるために欠くことのできないもの この規定は、 いわゆる生存権を定めるもの 「健康で」として 健康で文化 が 人

療、

生殖医療、

終末期医療、

ゲノム解析そしてノーベル賞

遺伝工学の進歩には目を見張るものがあります。

移植

いる点です。

学と称する分野の研究活動が顕著になってきたのです。 明する動きが活発となり、 ました。そして、こうした医療関係の法律を学問的 予防関係、保健衛生関係など、 法や医療法といった法律を中心として、健康保険関係 社会福祉国家としての国の責務を規定したと考えます。 医療によって病気の回復に努め、社会復帰を図るための が健康を害して病気に罹った場合は、その悪化を防ぎ あることを強調したいのです。したがって、ひとたび人 身ともに健康に生きる権利つまり健康権を定めたもので にすぎないように思われがちですが、それと併せて、心 25条は単に生きることそれ自体としての生存権を定めた 進を国に求める権利を有するとしたのです。その意味で、 基礎となることを明らかにして、人々は健康の保持・ きていること」をいい、 すと「個人が社会の中で良い適応の状態において生活 そればかりではありません。ここ半世 こうして、 そもそも健康とは、 国民の健康な生活を確保するために、 心身の健やかな状態、 憲法25条は健康が幸福追求権 今から50年ほど前から医事法 沢山の法律が作られ 紀 0) 間 V 0) 医学や ・換えま てき

人権が重要な課題として浮上してきたゆえんです。 で、読者の皆さんもご存じのとおりですし、医療におけるだのです。医療における個人の尊厳といった倫理問題が活たのです。医療における個人の尊厳といった倫理問題が活の山中教授による再生医療といったように、新しい医療技の山中教授による再生医療といったように、新しい医療技

由来する言葉と思います。ここでは、 礎とする医療が求められていると思います。 口门 とくに、 不可欠の価値があるということでなければなりません。 義ないし自由主義に基づく幸福追求の方法・手段として があるわけではなく、 ら決めるという趣旨と理解し、 てきていますが、 しば人格的自立権と自己決定権は同じ意味として使われ しかし、 ズアップされた人格的自立権または自己決定権を基 移 考え方の基本は、 autonomy, 自己決定は self-dtermination に 植医 療 おそらく、 や終末期医療とい 今日の医療は、 医療はそれ自体として意味 人格的 「自己決定権」 自立権は、 った先端医 自らの生き方は自 あくまでも個人主 なお、 を用 英語 |療でク しば V る 0)

権の中身の一つとして、人生いかに生きるべきか、どのでも見解の相違があるようですが、憲法13条の幸福追求幸福追求権の考え方や内容に関しては、憲法学者の間

昭 和 39 まり、 りまして、 自己決定権の考えかたが入りうる余地はありませんでし パターナリズムです。そのような人助け的 割であると考えられてきました。 のために本人の意思とは関係なく救済するの なわち「人命を救う博愛の途」であり、 しかし、我が国における医療の伝統は、「医は仁術 か。これこそが、 める点では異論がないようです。 ような幸福を求めて生きて行くかという自己決定権 それでは、この理念を医療にいかに生かしていくべき 患者の意思や主体性が問題になったのは、 裁判所も患者本人 $\begin{pmatrix} 1\\9\\6\\4 \end{pmatrix}$ 国民の間で生命・ 医療と人権のキーポイントであります。 年の東京オリンピック開催 の同意がない 健康に対する権利意識が高 (V わゆる 医療は違法であ 弱 な医療の中に 医 い立場の患者 屋療にお が医師 ようやく 0 頃であ ける を認 0 す

たのです 療自体が ち医師の のでした。 害賠償金の支払い命ずるという画期的な判決を言渡 判所は、 こうして、 説 適切に行わ 同意のない (以下次号)。 患者の自己決定権を前提とした医療、 明と患者の 昭 和 46 ħ 医療は違法であるとして、 (1971) 5月19 间 ても損害賠償の 意がない 医 療は 責 Ħ 任があるとされ 違法で 東京地 患者に損 すなわ 方裁

ことを明言するようになったのです。

はぐくみのまち京都へ



子ども若者未来部長京都市子ども若者はぐくみ局

上田 廣久

「はぐくみ文化」の息づくまち

学校を設立したのです。 明治改元は、京都市にとっても大きな転換点でした。 年人たちは、京都が都ではなくなったこの時、まちの 年人たちは、京都が都ではなくなったこの時、まちの 明治改元は、京都が都ではなくなったこの時、まちの 平成30年は、明治改元から150年の年に当たります。

私たちはそれを「はぐくみ文化」と呼んでいます。脈々と受け継がれてきました。宝として市民ぐるみ・地域ぐるみで大切に育む文化がでは、「人づくり」を第一に考え、子どもたちを社会のこの市民主体の自治活動からも分かるように、京都市

平成19年には、子どもを健やかで心豊かに育む社会を

共に育む京都市民憲章(愛称:
大切に育ることから、多くの市民の皆あることから、多くの市民の皆あることから、多くの市民の皆のででいくことが何よりも重要であることから、

の理念のもと、取組を推進しています。通の行動規範として制定し、そ京都はぐくみ憲章)」を市民共



これまでの取組

度に策定しております。として「京都市未来こどもはぐくみプラン」を平成26年として「京都市未来こどもはぐくみプラン」を平成26年支援」を実現するため、子育て支援施策の総合的な計画京都市では、子どもの成長段階に応じた「切れ目ない

ンプラン」を平成23年度に策定しております。
た計画として「はばたけ未来へ!京都市ユースアクショることを支援するため、青少年施策を網羅的に位置付けが将来に夢と希望を持ち、活躍しながら大人へと成長すまた、青少年の自己成長の支援を基本理念に、青少年

策に関する実施計画」を平成28年度策定しました。把握したうえで、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対民アンケートと関係団体・施設へのヒアリングで実態を係なく、学び、成長していける社会を実現するため、市さらに、一人ひとりの子どもが生まれ育った環境に関

子育てに係る各種施策の積極的な情報発信を行うこと

今まで以上に質の高いサービスを提供しています。

支援へ「つなぐ」総合案内窓口の機能を高め、

支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」、

「子どもはぐくみ室」では、すべての職員が

「子育て

ラブ事業は6年連続の待機児童ゼロの 的な施策を推進しており、 りに係る取組も積極的に推進しております。 堂」や「学習支援」をはじめとした子どもの居場所づく ひきこもり支援や京都若者サポートステーションを通じ た「妊産婦健康診査」や、 近年はメディアでも注目されていますが、「子ども食 への就職活動の支援などに取り組んできました。 ではこれらの計画に基づき、 保育園等は4年連続・学童ク 新たに産婦 これまでから具体 への助成を充実し 実現、 さらには、

高 いサービスの提供を目指して

推進する「子ども若者はぐくみ局」を創設しました。 する「子どもはぐくみ室」を設置しました。 に子どもや子育てに関する相談や手続きに一元的に対応 の実現を目指し、子どもや若者に関する施策を総合的に 人がつながり、支え合い、共に未来を「はぐくむ」社会 もや若者自身だけでなく、 ·成29年4月、京都はぐくみ憲章の理念のもと、 福祉と保健の垣根を取り払い、全14区役所・支所、、平成29年5月には、市民の利便性の充実を目的 子どもや若者に関わる全ての 子ど

> きるよう、 により、「切れ目のない支援の実現」を目指していきます。 人ひとりの職員が、 個々の施策を充実していくだけではなく、 市民の方々へより質の高 適切な施策を必要な人に繋げること サービスが提供で

切れ目ない支援」の実現と「はぐくみ文化」 一の更なる発展

連携と融合を推進していきます。 体化することを検討しており、 貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を一 たけ未来へ!京都市ユースアクションプラン」、「 子どもから若者までの「切れ目ない支援」を実現するた 現在、「子ども若者はぐくみ局」の創設を契機として、 前述の「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はば 関係する施策等の 京都 更なる

で取り組んでいきます。 るまちの実現を目指して、 で子育てをしたい」「京都で育っ 団体等が一丸となって、 みで推進しております。 させるため、市内119の民間団体が集まり、 てよかった」と思っていただけ 6月に結成した「京都はぐくみネットワーク」と協働し、 京都はぐくみ憲章の理念の実践を市民ぐるみ・地域ぐる 引き続き、行政と市民、 また、受け継がれてきた「はぐくみ文化」を更に発展 「京都 関係 平成



世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から —(その五)



同志社大学法学部教授研究センター所長

坂元 茂樹

緊張が高まっていることは、周知の通りです。日本は、サイル発射実験により、東アジアにおける安全保障上の国連安保理決議に反する北朝鮮による核実験と弾道ミ

なく、国家として承認していない状況が続いています。交を正常化しましたが、北朝鮮との間には未だに国交が一九六五年に韓国との間に日韓基本関係条約を締結し国

在では、国家承認の法的効果について、新国家は承認さ国家から国家承認を受ける必要があります。しかし、現宣言しただけでは国際社会の仲間入りはできず、既存の国際法には国家承認という制度があり、国家は独立を

Ļ

韓国は未だに同条約を批准していません。

同条約は、

ているのか、

日本は強制失踪条約を批准しているのに対

問題があることは言うまでもありません。 核兵器国をめざす北朝鮮の核開発の問題とともに、 にしても、 国 朝鮮は国連に同時加盟しており、 面が強いともいえます。しかも、 という宣言的効果説が通説ですので、未承認は政治 く 一○回本会議以来長らく中断していますが、その背景に、 |連加盟 国家承認は単に新国家の成立を確認するにすぎな 「国」としての関係が成立しています。 日朝間 の国交正常化交渉は二〇〇〇年の第 日本と北朝鮮 一九九一年に韓国と北 の r V 間 ・ずれ 拉致 には 的

 れてはじめて国際法の主体となる創設的効果説ではな

この勧告を拒否しました。さらに、

児童の養子縁組に関

朝鮮による拉致問題に適用されることはありません。 ら、二〇一〇年に発効した同条約は、 す。 所在を隠蔽し、 まさしく拉致被害者に当てはまりますが、 法の保護の外に置くことと定義していま 発効前に生じた北 残念なが

韓

国

0)

第二

回

の普遍的

定期審査の場におい

って、

強制失

ました。

強制失踪」を、

国の機関等が人の自由を剥奪し、

その

踪条約 働 法の改正が必要であるため、 加 して、この勧告を受け入れませんでした。また、家事労 ン及びスペイン)。 条約 加害者 の処罰や被拘禁者の登録制度の創設につい の批准が勧告されました(スペイン、 第 一八九号条約)、 しかし、 結社の自由及び団結権保護 韓国政府は強制失踪行為 慎重な検討が必要であると アルゼンチ て国内 0

とい に矛盾があるため、 13 び くつかのILO条約と、 か った主要なILO (第八七号条約) 及び強制労働条約 る勧告 (フィリピン、 さまざまな検討課題があるとして、 (国際労働機関) 国内法及び自国の状況との間 ゥ ルグアイ)についても、 条約の批准を呼 (第二九号条約)

ます。

条一項 する第二一条に関する留保の撤回の勧告 必要な民法改正を検討するとして、積極的な姿勢を示し ルランド)についても、 间 ニの (g)への留保の撤回(スロベニア)については、 個人的権利を規定する女性差別撤廃条約第一六 拒否しました。 他方、 (ドイツ、アイ 夫及び妻

0)

本も、 する姿勢を示しており、 別手続について招請状を発行済みだと回答しました。 11 する特別報告者の招待を求める勧告 ては、二〇〇八年に人権理事会のすべてのテーマ この他、 同じくテーマ別特別手続の特別報告者を継続 国連の人権保障メカニズムにおける拷問 同様の態度をとっているとい (ベラルーシ) ·別特 につ に関 招 Н

げたいと思います。 あります。 容所での死者は一五〇万人ともい 論者によれば、 こうした韓国の隣国である北朝鮮の人権状況は、 次回 党内の粛清 は、 北朝鮮の第一 の犠牲者が一〇万人、 回普遍的審査を取り上 わ れる劣悪な状 強 況に 制収 ある

非差別の社会性について

は、不可能であると言わざるを得ません。

国全てに有効な平等の定義を定め均しく適用すること

ているのが現実です。このため、 か否か」によるのか等について、

異なる法体系を有する 異なる考え方が存在し



愛知学院大学法務支援センター 研究センター研究員

初 Ш 満

義法系において、平等か否かの判断基準について、「恣 会において必ずしも共通の理解が為されているとは言 は、 法の前 連する、 えません。 なものの一つです。なお、平等であるとか平等に扱うと 非差別の原則は、平等原則から導かれ平等と密接に関 しかし、 非差別すなわち差別しないと同義語といえます。 の平等の保証は、 人権概念において基本的な存在です。そして、 例えば、コモンロー法系、 何をもって平等というかについては、 非差別の実現において最も重要 大陸法系、社会主 国際社

> これは果たして客観的な判定を可能とする基準に基づ く、「平等とは、人種、ヒフの色、性などといった具体 11 挙した基準についての差別的な扱いすなわち平等でな 的基準について平等に扱うこと」と規定し、これらの 接的に「差別」とはいかなるものかを定義するのではな わば消極的な定義の手法が採られています。つまり、 扱われなければ差別となるもの」を列挙するという、 等」ということを定義するのではなく、反対に「等しく 平等とみなされるかについての基準を示すために、 扱いを、 そこで、 国際人権法や多くの国内法においては 非差別の見地から禁止するのです。しかし、 何が 直

による差別を考えてみましょう。 例として、典型的な基準の一つとされている人種(race) くと言えるのでしょうか。

意的であるか否か」によるのか、

「社会的に公平である

国連憲章は、

その目的に「人種、

性、

言語又は宗教

しょうか。いやそもそも、

親はなぜユダヤ人なのかと

11

ったトウトロジーに陥ってしまいかねません。この点

第二次大戦で六○○万余の人命が奪われたユダヤ人差は優先」と定義しています。そして、人種を根拠とするは優先」と定義しています。そして、人種を根拠とするをい」と明記されています。では、ここでの「人種」とない」と明記されています。では、ここでの「人種」とない」と明記されています。では、ここでの「人種」とない」と明記されています。では、ここでの「人種」とは、いかなるものを言うのでしょうか。以下において、人種差別とは「人種、ヒフの色、世系又は民族的若しく人種差別とは「人種、ヒフの色、世系又は民族的若しく

による差別をなくすことを掲げ、

人種差別撤廃条約は、

別を例に、

考えてみることにしましょう。

徴にすぎません。

と規定すると、片親がユダヤ人の場合はどうなるのでしょうか。ユダヤ教徒の中には日本人も存在していますし、ヘブライ語は世界中種々の人々が話します。更に、イスラエル国民の約三割は明らかにアラブ人です。つまも、ユダヤ人を一律に規定することには無理がありまも、ユダヤ人を一律に規定することには無理があります。といって、親がユダヤ人である者はユダヤ人であるも、ユダヤ人とは、いかなる人々のことを言うのそもそもユダヤ人とは、いかなる人々のことを言うの

が多く見られますが、これらは他の民族にも存在する特極めて主観的な基準に依拠することとなります。また、極めて主観的な基準に依拠することとなります。また、を採る国もみられますが、これでは本人の自覚といったを

されから見えてくるのは、人種という一見客観的な基準も、実は主観的な要因により大きな影響を受けるということです。ユダヤ人は、客観的な事実に基づく基準によるのではなく、個別具体的に、肉体的、社会的あるいは文化的に主観的な基準によって、もっぱら他者によりよるのです。これは一言でいえば、ある者がユダヤ人かるのです。これは一言でいえば、ある者がユダヤ人かるのです。これは一言でいえば、ある者がユダヤ人かるのです。これは一言でいえば、ある者がユダヤ人かるのです。これは一言でいえば、ある者がユダヤ人かるのです。これがら見えてくるのは、人種という一見客観的な基されから見えてくるのは、人種という一見客観的な基

るのです。社会的性格をもつものであることに注意する必要があるののがある。これであることに注意する必要があるのである。

·創期 の平 安徳義会をめぐって



佐賀部落解放研究所研究員 研究センター 研 正 明

者たちが、 てみ て集まった。そこで今回は、 た 0

教養の高いほ就出版、平成出版、平成 ていたことが確認できる。田中らは、そういらは京都市中で文人・画家たちのネットワー出版、平成9年)によれば、田中泰輔らの親佐賀県出身の儒学者・教育者である『草場船山 パえば 町通 すでに京都画壇 り三 田 い儒学者たちに師事していた。 0) 中泰輔の養父・歌永は九条家の侍医 |条下ル道祐町に 父母は画家の百 ·造は熊谷鳩居堂の関係者であり、今·で高名な地位を築いていた。さらに 「年、春香で、兄は松」、漢方医を開業してい 兄は松年であ いった学識ークで結ば で、下京 H た。 記 ま

5

将

育に関係 していた。 L いことは わ からない が、 熊谷家は福祉 لح

.導かれての平安徳義会の設立に至る。田中らは長期の経済不況と貧困層の4 増 加 ح つ た 世

月22日に医術開業免許状を授与され、同167校(現在の大阪大学)を立む。 所収)。 雲院で発会式が挙行された(『創立百周年記念誌・徳義 ノ活版落成ス」、翌2月11日に下京区寺町通四条下ル大リ」。25日には平安徳義会の創立の「趣意書及規則書等 熊谷将造ら「同志相会シ、本会ヲ設立センコトヲ計 (現在の大阪大学)を卒業した田明治22年(1889)年11月16日 月16日、 中泰輔 大阪 日に鈴木萬年・ は、沈府立 翌23年1 画セ

入ルの鈴木萬年方に申込むと記されていた。その当時、会の目的を述べ、賛成入会者は下京区四条通り東洞院東安寧幸福を図り、兼て道徳心を喚起振興せしむる事」と安寧幸福を図り、兼て道徳心を喚起振興せしむる事」とは『京都日報』(明治23・1・30)である。そこには「会は『京都日報』(明治23・1・30)である。そこには「会最初に平安徳義会の発起を京のメディアが報道したの最初に平安徳義会の発起を京のメディアが報道したの によると考えられる。田中より鈴木萬年の方が社会的な認知度が高田中より鈴木萬年方に申込むと記されていた。 かったこと

少を問はず、汎く同意の篤志者」で、毎月金10銭を義捐内容が述べられている。会員は「其住処、職業及男女老次いで2月8日付の『中外電報』にはもう少し言弁にはるとまう。こ 界一、会員相互の. 内容は次の4点。. 慈善の談話会を催、会員相互の知識 談演説を求むる事 少々長文の史料だが、記してみたい。 を交換研究せん為に学術衛生及 又は 内外有名の学士を招

は は 0) を恵与する事 害に因り困苦に陥りたる者に若干 は 孤 して情実惨愍 たる者

を養育 事実 の関然なる病者を治療し、或は孤大成に従て施療医院若くは育児院 或は孤児 児を設

ずあるの日は報国の目する事

とし、通常会では「各自の見聞を弘する為に談話演説す会(毎年春秋の2回)と通常会(毎月第2日曜日開催)うに、会の方向性は明確であった。集会についても、総会設立の当初から「孤児及棄児を養育する」と記すよらの表務を竭すべき事 営も る者とす」、急議の場合は臨時会を開催とあ 明記していた。 ŋ, 組

組んだ。

を募る旨の広告を載せた。事業の具体化へ歩みを進めた。慈善家たちに孤児院創立のための「賛成者募集」の寄附 設立以 の 年 の 12 来茲に三年を経過シ、会務 月7日 林俊光さん 付 の『日出新聞』に、平安徳義会は が佛教大学の : 「賛成者募集」の寄附: ノ整理完備シ」たので、 福祉教育開発セ

地及棄 が描く挿絵の「趣旨書」は庶民に平易で分り易いもの」なっていて興味深い。 2月11日、平安徳義会は朝方から上京区高倉通り御池上ル柊町の旧初音尋常小学校跡地で「慈善顕微鏡会」を上ル柊町の旧初音尋常小学校跡地で「慈善顕微鏡会」を上ル柊町の旧初音尋常小学校跡地で「慈善顕微鏡会」をよる一方で、同小学校跡地に附属事業として低いによる。 12・9)。 立趣旨の広告に要』第 11 20 1 4 皇」とある 規則」を、林さんは翻とある「平安徳義会」とある「平安徳義会」

同小学校跡地に附属事業として孤児院を創 きか

7)。なお泰輔の妻とみも「収容ノ孤児ノ衣児の別で始まったと報じられた(『日出新聞』明の児童を収容した平安徳義会孤児院が田中泰協の児童を収容した平安徳義会孤児院が田中泰協の関策を収容した平安徳義会孤児院が田中泰協の関係関設への目標は何らかの理由で頓挫してどが、彼らが明治26年4月を目指した小学 製挫している。 した小学校跡は 派の光浄 明治26・6 月7 泰 地 寺宅 2 その の名の孤 寺宅

7)。なお泰輔の妻とみも「収容ノ孤児ノ衣服、食事ノ7)。なお泰輔の妻とみも「収容ノ孤児ノ衣服、食事ノ7)。なお泰輔の妻とみも「収容ノ孤児ノ衣服、食事ノ7)。なお泰輔の妻とみも「収容ノ孤児ノ衣服、食事ノ

今のウトロ地区が訴えるもの



山城同胞生活センター代表

金秀煥

> 都飛 の起源となる。 流入し、朝鮮人労働者たちの寄宿舎である「飯場」がそ て建設されていた同地にも多くの に、 とから始まる。 国家暴力による人権 た朝鮮人達は、 ウトロ地 **行場** 軍関連施設の労働に従事した。軍指定の飛行場とし 0) X 建設に多く の形成 当時、 日本の は、 。 の 戦 崩 日本の植民地収奪によって渡 時体制 戦時中に軍指定工場である 0 題として「 朝鮮人労働者が集められ の中で徴兵を逃れるため 朝鮮 歴史」 人労働者たちが を照明する。 百し

退去命令が下された。

退去命令が下された。

出本の敗戦とともに飛行場建設は中断され、住み込み日本の敗戦とともに飛行場建設は中断され、住み込み日本の敗戦とともに飛行場建設は中断され、住み込み日本の敗戦とともに飛行場建設は中断され、住み込み

それ れていない為、 されておらず下水道もなく、 追いやられることもあった。 らは常に差別の対象であり、 族即差別にくわえて、 にあった。 だがウトロにはこのような「悲しい歴史」とともに、 方でウトロでの を乗り越えた「もう一つ歴史」 朝鮮人集落としてのウトロ 2年に一度は大きな水害に見舞われ 朝 ウトロということで近隣 鮮 人達 道路の排水溝なども整 現在も生活インフラが 特に就職での差別は退 0) 生活 がある。 は 地区は 差別と 植民地期な 貧 般的 0 困 る。 `整備 々か な民 0

ており、歴史問題への市民的関心の高さがうかがわれ

あれ

組放映から2年が過ぎた今も多くの韓国市民が訪

昨今の日本とコリア

(朝鮮·韓国

嫌韓」、「

政治外交問題」

としてばかり注目さ「)の歴史問題は、「反

トロ地区の存在は戦争と植民地政策の

中での

で暮らしたい」というウトロ住民の素朴な願い を民間に帰責 問題は完全かつ最終的に解決した、またはそれ ĸ 歴史的背景を有するこの問題において、「ウトロ 争時 、に引き起こされた日本と朝 日本政 府は頑なに国家責任を否定する 鮮間 は実現 らの 0 様 問 々 Ĺ 題 な

韓

た。

11 3の土地を住民たちの居住地として確保し、 活動によって、韓国政府の支援を引き出しウトロ 口地区 それは30 在日の民族団体、 住民を対象とした公的住宅の建設が 年近くウ トロ そして韓国社会での大きな支援 住民を支えてきた日 き進めら 現在はウト 本 -人支援 0) れて 1

であった。 小さな統一」によって、 朝 韓 の政治的な分断を乗り越えて成し遂げら ウト 口 存続 の道 が開かれ たの れた

\$ つけているのかもしれない みの場である。 現在のウトロ 今もなお生身の人間が生きているリアルな生活の営 だから今もなお多くの人々の はこのような歴史的背景をもち 関心を惹き ながら

他 ら逃れるために、 に訴えられているのも、 からだ。 !域に転出していたならば、 もなおウトロ もしこの地区の人々が差別と劣悪な生活環境か そして強制退去の判決に希望を捨 が存在し悲しい そこに人々が暮らし続 ウト 口の歴史は風化され 歴史と希望 H を同 Ć いる 時

> ともなかったた。 人々に届くことはなかったし、 「小さな統一」という新たなムーブメント この人々を支える為 は生まれるこ

ろうか。 きづらい社会になっていると言われているが、この ど、私はそれを不幸と思わなかった。」と答えた。 でなぜウトロに住み続けたのですか?」だ。 ある在日三世は 口住民たちの生き様はかれらにどのように映 現在の韓国社会は若者たちにとって将来の希望が 国 0) 人々がよく尋ねることは が幼い 時はとても貧乏で大変だ 「このような状況 その つ たの つ 問 たけ ウト 0) 13 だ 描

場でありたいと思う。 える過程で生まれた「小さな統一」の大事さを訴えるに トロ歴史記念館」 を保存し、住民たちのコミュティを維持するために 歴史を通じて「悲しい歴史」だけでなくそれを乗り越 まちづくりで公的住宅が完成したのち、 の建設計画が進んでいる。 ウト ウト D i 0) 地区 ーウ 歴 史

0)

する一 よって、 流とつながり、 くウトロの歴史を繋いで行くための、 拠り所が存在することによって、 そして「終わったウトロの歴史」ではなく、 助になると固く信じてい 混迷する「歴史問題」 相互理解をこれからも広げて行くことに る を乗り越え、 r V ウトロ住民達の心 ろんな人々との 未来を志 も続

0

「結婚」する権利 ――その背後で



法政大学大原社会問題研究所客員研究員主任牧師日本基督教団なか伝道所(横浜寿町)研究センター研究員

堀江 有里

のではないだろうか。

のみならず、 にするかを選択する際の、 ル| だろう。 参入機会すらないことは、 利がある。 と性自認)をめぐる人権課題のひとつに「結婚」 いからである。そのような観点から、 昨今、 が増加しつつある。 のあいだに横たわっているのは、 両者-国連でも議論になっているSOGI 異性間には付与されている権利が同性間には 同性間にも適用される -異性同士カップルと同性同士のカップ 端的に不平等であるといえる 相手の性別のちがいにすぎな 婚姻制度が異 誰と生活をとも 婚 姻 の性中立化 (性的指向 する権

では、婚姻の性中立化は、人権施策の一歩前進と把握

維持・再生産され、人びとが分断されていく現状がある間性間であれ、〈つがい〉を神聖視するイデオロギーがひとつに、婚姻制度という装置によって、異性間であれ、にはまた別の問題が生じているのも事実であろう。そのにはまた別の問題が生じているのも事実であろう。そのにはまた別の問題が生じているのも事実であろう。そのにはまた別の問題が生じているのも事実であろう。そのできるのだろうか。婚姻制度は異性愛を当たり前とするできるのだろうか。婚姻制度は異性愛を当たり前とする

たとえば、二〇一五年にはアメリカ合衆国において、たとえば、二〇一五年六月二六日)。判決文にある決が出された(二〇一五年六月二六日)。判決文にあるでのような文言は日本のSNSなどにおいても話題のぎのような文言は日本のSNSなどにおいても話題となった。

に、婚姻は、死をも超える愛を体現するのである」ものとなるのだ。本訴訟の当事者たちが示したようのなかで、ふたりの人間は、これまで以上に偉大な理想を体現したものであるからだ。婚姻の結びつき婚姻は、愛、忠実さ、献身、犠牲、家族の究極的な「婚姻ほど深淵なる結びつきはない。というのは、「婚姻ほど深淵なる結びつきはない。というのは、

(Supreme Court of United States, "Obergefell et

水晶子、

二〇一七、「ダイバ

]

シティから権利保障

養

562, 14-571 and 14-574." June 26 2015.)° Health, et al. 576 U.S. < Hodges, Director, Ohio (2015), Nos. 14–556, Department of 14

張を後景化させることにもなった」という点である 的 私領域での平等へと運動の要求を制限 盤とするという点で「伝統的に 側 まざまな問題から、 雇 若年層や る人権課題が集中することで生じる問題も指摘されて が 際、 リスト は、 された文言ではあるものの、ここでは婚姻に特別な価 づけがなされていることがわかる。その背景にある 扶 用 同 面 時に、 この判決後、 婚姻の性中立化に反対する勢力である(一部 、環境を持たない貧困層の性的少数者が直 の文言は、 たとえば、 部の)キリスト教の陣営より提出されてもい 教への対抗言説が必要とされたからでもある。 が生じた点、 あるい 婚 個の 合衆国では は雇 判決文の中心部分ではなく、 制 「信教の自由」を根拠とする対抗手段 (1)「実質的には、 度的恩恵にあずかれるだけ 運動の人的・金銭的リソー 用 (2)「家族 婚姻の平等」にSOGIをめぐ 労働を通じた社会的 〈家族〉 」というユニットを基 婚姻 が置かれてきた 社会保障 年齢 傍論に記 再 面 0 酡 スを奪う 古るさ 資 以 分 0 や公 前 の主 産と る。 (清 実 丰 0 0) 値 載

> 界 が引かれていることにも、 0) をめぐる課題のひとつとして、一 注目しておく必要がある。 線とも重なる経済階層の分断が起こっていることにも かもしれない。 第八九 トランプ以降の米国と『LGBT ブーム』 五号)。 しかし、 さらに、 その背後にさまざまな分断線 わたしたちは注意しなけ 婚姻の性中立化は、 統計的にみると人 般的に ~わかりやすい~ 0) É 種 S O G I 本」『世 の分 ħ

ならないだろう。

る分断をどのように乗り 描いていくことができるのか。 がる社会のなかで、 置かれているかによって、 したちはさまざまな人権の問題に直面する。 セイフティネットとしての「家族」も存在しない。 い人と一緒に生活保護の申請手続に訪れた。 ている。 しはかつての寄せ場である横浜寿町をフィー 人権課題を重要視するかは、その人がどのような日 問問 唐突に映るかもしれないが、二〇一七年春から、 みえる風景は確実に異なるからだ。 わ ħ 培っていけるのか、 先日、 ているのは、 横浜市中区役所生活支援課に、 どのような生存可能性のビジョンを 架橋のための想像力をどのように 越えていけ ということでもあるだろう。 力点が異なるのかもし 現代社会のなかで増 Ź 0) 貧困や格差が広 か。 どのような わたし もちろん、 居所 ル K ħ 一常に わた わた

0

「社会的困難を生きる若者」の 学習支援を考える

.



研究センター研究員 京都女子大学発達教育学部教授

岩槻 知也

び自主夜間中学や被差別部落の識字学級、 きたいくつかの組織・団体を対象とする現地調査を行っ を探るために、実際にそのような若者の支援を展開して ら疎外されてしまった若者の実態とその支援のあり方 等によって義務教育を十分に受けられないまま学校か 支援に関わる調査研究を実施した。経済的な困窮をはじ ともに、「社会的困難を生きる若者」の実態とその学習 たのである。 めとする様々な社会的困難のなか、「非行」や「不登校_ 私は2012年から約4年間にわたり、共同研究者と それらの施設・団体の活動に参加する若者や支 調査対象となったのは、全国各地の公立及 更生保護施設

援者の皆さんに詳細なインタビューをさせていただい

常生活や仕事の場面で必要とされる文字の読み書きや計 追い込まれていた。さらに今回のインタビューでは、 ることができず、大人を信用することができない状況に 信頼できる大人(親や教師等)との関係を十分に経験す のような若者たちの多くは、これまでの生活のなかで、 していない」とは、ある支援者の象徴的な言葉だが、こ 年院に入ることになったという。「大人といい出会い たことで「窃盗」ではなく「強盗」とされてしまい、少 パンを万引きし、捕まえようとする店員の手を振り払っ をきっかけに、そこを飛び出してしまう。空腹のために 児童養護施設に入所したが、ある「気に入らない出来事」 受け続け、小学校6年生ごろから家出を繰り返した後に、 語ってくれた。 ことや家庭内の人間関係に苦しんできたという経験を きたという人が比較的多く、経済的な困窮状態にあった 率がかなり高かった。また厳しい家庭環境の中で育って 態にあり、学歴については「中卒」や「高校中退」の比 10代後半から20代後半の年齢で、非正規雇用や無業の インタビューに答えてくれた若者のほとんどは、 ある若者は、親やきょうだいから虐待を 当時

11

・たが、

信頼できる人間関係を育むことによって、

学習

あった。

ときもある」と語ってくれたのが印象的であった。 若者もいて、「今では1週間に10 なかには、 る資格 目標を見出し、 る人もいたが、 かには、このような文字の読み書きに関わる困難を抱え ない」というような基本的な計算の問題が挙げられ 「ローマ字が危うい」との語りもあった。若者 『題や、「二桁の割り算ができない」「割引計算が の取得に向けて学習に励んでいる様子が窺えた。 少年院時代に読書の面白さに目覚めたという 自動車の 支援組織の活動に参加するなかで自らの 運転免許や進学・就職等に関わ ~20冊のペースで読む のな たほ でき

ない」「文章を読むのが苦手」といった日常的な

「読

み

は、

め

0)

の状況についても尋ねたが、「漢字がなかなか読

若者との「人間 に掲げて活動しているものばかりではなかったが、 ちはそれら多様な取り組みの間に、共通する「支援の真 体はきわめて多様であり、 先にも述べたように、 のようなものがあることに気づかされた。まず第一 インタビューに答えてくれた支援者のほとんどが、 ある支援者は「大人の信用を取り戻す」と語って 関係」 や「つながり」の構築を重視して 本調査の対象となった組織や団 必ずしも「学習支援」を前 私た 面

て、

上」の取 知識を注入する」といった形の、 しまった若者の なる環境を形成しているように思われた。 に絡み合いながら、 おいては、これらの きた「真髄」の内容であるが、それぞれの支援の ることがよくわかった。 や仲間、 実はこのような意欲や主体性は、若者自身が持つ支援者 ということである。それぞれの実践事例をみていくと、 に第三に重要なことは、 のすごいパワーを発揮する」と語る支援者もいた。 容に即した目標をうまく設定することで、若者自身が「も つ興味や関心を決して否定せずに受け止め、それらの内 心を尊重するということであった。それぞれ 何よりも重要なのである。 前提となる「安心できる居場所」をつくりだすことが 改めて私が痛感したのは、 若者自身のおかれている状況やその思い、 先輩等との人間関係の中で生まれ、 り組みにしてしまってはならないということで 「学習支援」 若者の学習を支える根本的な基 「真髄」に基づく実践 以上が 若者自身の意欲や主体性を育む また第二に重要だとされ の取り組みを、「 学校教育から疎外され 本調査で浮 狭 1 意味 での かび上 本調査を通し が互 育まれ の若者 断片 興味、 11 学 り現場に 立が K つて 一盤と 的 7 が 関

「勤務間インターバル」の必要性権利としての



京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究センター研究員

内容と必要性について簡潔に論じたい

青木 克也

減 的 や心身の 働 深刻なのは、 まま厳 るように、 活 少 ·文化的 0) 「ブラック企業」や「社畜」といった言葉に象徴され í 問 0 疲 社 題である。 しい労働に従事する人が少なくな ※労の 会の 健 も悪影 日本社会においては、 活 康を蝕 蓄 持 動 国 続 響を及ぼ 積 をも阻害する。 際的にみても高い水準にある長時 む上、 は 可 過酷な長時間労働 仕 能性に影を落とすであろうし、 事の 仕事: すことが指摘されてい 能 率を低下させ、 外での人付き合い また、 使用者に命じら 断は、 健康な労働者 労働者 0 企業 とり · や社 の生 る。 れる 0 間 わ 以 命 経 労 0) 会 労 け

て重大かつ喫緊の課題であるといえる。

働者の が具体策として挙げられている。 制等とともに、「勤務間インターバル制度」 0) 29年3月28日働き方改革実現会議決定) にお 是正 そのような中、 を謳 健 一康確保や生産性向 0 ている。 政 府も そこでは、 「働き方改革実行計 上等の 時 本稿では、 観点から長 間外労働 の導入推進 画 诗 0) r.V 同 制 間 上 て、 爭 労働 度 限 労 成

時間 労働時 時間 息時 息が与えられなけ 終業から翌日の始業までの間には必ず 満でもよいこととされている。 事する者につい とが認められ、 ている。 き合いに出されるのが、 勤 務間 を決定できる場合) 以 蕳 間 <u>Ŀ</u> 0 一の計測 例外として、①自律的労働者 0) 規定である。 インターバル 休息を設けることが加 ② 同 ては、 が困難であっ ればならない . 指令の定める一定範囲 そこでは、 24 制度のモデルとしてし については適用除外とするこ 時 EU労働時間 間 たり、 あたりの ただし、 盟国 24 労働者本人が労働 時 11時 休息が 指令に 「に義 (業務の性質上 間 ②

については 0) 間 0 務付けられ 内 ĸ お ばし 以上の休 業務に 11 連続 ける 時 ば 引

労働 以 時 上 間 のようなEUモデルによれ は最大でも13 時 間 に抑えら ば、 n 原則 例 外 的 (2)13 0 1 場 日 0

上

0)

ことから、

長

時

間

. 労働

0)

是

正は、

H

本社会にとっ

る に、 Ł が が 長 実 時 腄 際 日 間 眠 本 13 0 問 働 をとることが 状 題となる が 況下で 常態化 者は は ケー してい 務と勤 で か きる。 な ス は多 な ŋ 務 実 r.V 0 Ź ため、 Е 効 間 な 性 U iż 0 11 諸 十 この と言 高 国 分 11 で な わ よう は 労 働 n そもそ 息 な規 時 7 間 特 11

> 7 Š 1

あ

ても、

制

として機能しうるも

のであろう。

府 ター と 13 に り事 な 決定しうるところとなるであろう。 Ε 基づ する お U Þ V b ま 拘 労 う 業者に モ とも 5 よう 働 た 7 上 ル e V デ 長 ずに 組 شح て立 制 3 Ŕ 述 ル そ 0) 度 ゃ 対 合 0 ち よう 議 が 努 努 0 現 0 L 力義 力 働 Ĺ 勤 働 在 個 論 24 b きかけ な が 時 げ 務 き方改革 0 々 0) する を勤 行 6 \mathbf{H} 内 0 間 務 0 本に 容 企 化 n 導 わ 13 を前 業 た厚 義 を受けつ で 0 務 入 n Ē 設 13 実 おける議 が 7 務 0 提とし 計 お を 間 行 生 志 V 一労働 とい 課 K さ る。 計 向 11 され 0 7 画 すこと n た上 導 う 定 b 省 論 L る で、 入され 各 た は か 枠 0 時 て 有識 とし、 は、 は、 が 組 で、 間 企 11 業 つ 2 0 法 る 当 る 者検 改 て、 が 休 わ 必 11 か は 自 同 息 正 け ず 面 時 どう イン 必ず 討 は 計 を 13 で 1 由 間 13 政 会 画 確 ょ は

0

分

13 が が 準 案

た を 強 最 近 感 無 じさせ 法 洲 解 事 釈 件 る 0 裁 観 東 点 判 京 例 か 地 K b イン 判 触 平 n た 夕 成 0 1 28 で、 バ 年 ル 5 ここに 制 月 度 30 0 日 紹 必 労 介 要 判 性

> 重に行 した。 たが 方ま 務シフト 支払 係る 法上 問 解 13 0 連 11 2 1 っ 続 で 釈として Z 題とな お な 勤 4 確 て、 労 V わざるをえ 0) 9 が L 0) 11 か 務 ・を分断 シフ 号 を免れ か 働 た て、 0 1 0 K 1 2 間 72 時 1 0 た は、 Н 日 た。 あ 間 日 近 1 13 頁 <u>全</u> 罰 はそ 接 つ た 目 が 3 で することによっ 0 交互 から 0 不 則 ŋ す は、 な 0 勤 裁 0 時 労働 過酷 付 明 勤 れ 判 る 間 U 0 務 き K 確 務 ぞ 深 半 前 面 法 で 所 両 夜 0) あ 時 勤 繰 な勤 定 K 後 b な れ は 程 あ 取 時 Ś 間 ŋ まで ル 0 别 務 度 0 ح とまで 返され (V として合 そ 務 る。 1 締 間 々 13 0 て、 法 ても ル n 係 0) 体 外 0 休 n ば規であ 5 る シ ぞ 制 他 労 日 息 を敷 使用 8 は 労 フ 0 働 0) 方 0 7 時 n とな 算 b で、 違 時 11 近 働 11 1 間 10 足接す る 間 えず、 غ す 者 反 時 た 時 0 L 労 を で 早 が 形 0 る 間 か 間 働 Ź き ح 割 認 超えた を労 朝 式 あ 与 以 が 増 定 基 ゕ 的 لح る 両 2 W か ż 上 で 賃 は 準 判 勤 否 う 5 b 13 に 勤 働 L 金 勤 慎 法 及

働 単 を 者 制 な る 0 度 権 努 的 利として保障していくことが求めら 力 K 目 防 標に 止 す 終 る わ た 5 8 つせる 13 Ŕ 0 では 勤 務 なく、 間 イ ン 夕 ń 1 7 バ ル 0 を ざるをえ

11

0

よう

な

法 は

0 大 制

抜

if

穴 問

V

え Ź 者

る

間

す るとす 0)

ると

V

う同

法 長

0

趣

旨 労

か

5

13 13

13

題

が 労 くこと

あ 働

と言

n

ば、

時

間

働

0

抑

ょ

つ

を

保

障害者文化芸術推進機構の取組み共生社会の実現に向けたきょうと

精神·社会参加担当課長京都府健康福祉部障害者支援課

鎌部 正信

会参加の促進に取り組んでいます。 月に制定し、共生社会の実現に向け、障害のある人の社いきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を平成28年4いきがきと暮らしやすい社会づくり条例」を平成28年4

ては、 条例 大学等の参画を得て、 向け検討を進めているところです。 知等を行っているところですが、さらに現在、 ス 」を発足、 ポーツやレ (仮称) 0 成26年度に策定した「共生社会の実現に向 ある人 推進プラン」に基づき、 平 の制定による視覚障害者へ クリエーション活動、 成28年1月に河原町荒神口にギャラリ の芸術活動による社 「きょうと障害者文化芸術推進機 府内博物館、 会参加活 \wedge ル の理解 プマ 手話 1 の促 動 美術館、 E ク けた つい 進に 0) 言 ĺ 語 周

> ンしました。 「art space co-jin(アートスペースコージン)」をオープ

調査・活用、 う上での課題である制作 art space co-jin ネットワー では、 クの構築に対応するため ·活動支援、 障 害 0) ある 人 情報発信、 が芸術 活 動 を

- 障害のある人の作品展示・紹介
- を創出を創出
- 掘 障害のある人の芸術活動、芸術作品などの調査、発
- ◆講座の開催や施設等調査を通じた、サポーター人材

等の事業を実施しています。

*障害のある人の作品の展示、交流機会の創出

など、 に出 を京都 観ていただく機会を提供しています。 館にて展示しました。また、 芸の7部門で約630点の応募をいただき、 働で開催し、 回目となる「京都とっておきの芸術祭」を関係機 毎年12月 展された作品を art space co-jin において展 様々な企画展を年間通じて開催し、 市 左京区 の障害者週間 絵画・ のみやこめっせ地下 陶芸· の期間に合わせて、 写真・書・俳 京都とっておきの芸術 -日図デ 今までに、 句 実際に作品を ザイ 全ての作品 川柳 今年 関 ン 示 度 する と協 ぞ 23

覧会を開催していきます。引き続き観て、知っていただけるよう様々なテーマで展引き続き観て、知っていただけるよう様々なテーマで展だく展覧会やワークショップ等を開催するなど、今後もフと本人朗読の音声で目と耳でじっくり鑑賞していた写真の展示のほか、「詩」に焦点をあてて、石膏レリー

協力のもと、 精華町・木津川 と奥行き」、「ストップ・ウォッチ」、「Hell r l d」等、 ることができるイベントも行っています。これまで、 じて制作者と鑑賞者が交流し、コミュニケーションを図 共生の芸術祭」を開催し、 一文化芸術会館、 全国からテーマに沿って作品を集め紹 毎年、 art space co-jin を含め府内各地で開催 市のイベントホールやイオンモール 京都文化博物館、 共生をテーマとした展覧会を京都府 会期中には、 舞鶴市・福知山 芸術作品 0 介する の御 W を通 市 幅 0

◆講座開催、実地調査、サポーター人材育成

予定としており、様々な形で障害のある人の芸術活動をを支えていただけるサポーターを募集しています。昨年を支えていただけるサポーターを募集しています。昨年度は「障害のある方の文化芸術活動への取組み」、「作品度は「障害のある方の文化芸術活動への取組み」、「作品度は「障害のある方の文化芸術活動への取組み」、「作品度は「障害のある人の文化芸術の活動を支えていただけるサポーターを募集しています。昨年を支えていただけるサポーターを募集しています。昨年を支えていただけるサポーターを募集しています。

出向き、 る作品の発掘等を行い、 支えていただける方を増やす取組みを行 支援を継続的に行っています。 また、 art space co-jin の職員が実際 作品の保管方法、 障害のある人の文化芸術活動 制作過程 0 把 0) ってい 制 作 埋も 現場等に ñ てい

今後の活動

現に向け、事業を実施していきたいと考えております。と実施するとともに、作品を記録・保存するデシルき実施するとともに、作品を記録・保存するデジタルき実施するとともに、作品を記録・保存するデジタルき実施するとともに、作品を記録・保存するデジタルを実施するとともに、作品を記録・保存するデジタルを実施するとともに、作品を記録・保存するデジタルを実施するとともに、作品を記録・保存するデジタル

ぜひ、art space co-jinや 府内各地で開催する展覧会、 府内各地で開催する展覧会、 たき、多様な表現によって生 たき、多様な表現によって生 たさ、今まで見ていた世界 ことで、今まで見ていた世界 でもう一度新しく捉え直し、 でもう一度新しく捉え直し、 でもう一度新しくなっただく



ボランティア人権ガイドのご案内

都文化の構築に大きな役割を果たしました。す。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされていま地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・京都のまちには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝

ガイドを派遣しています。 視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権当センターでは、このような名勝地などを人権という



■洛北コース【コース一例】

〈銀閣寺・水平社石碑・|洛東コース |洛東コース

角堂・四条河原の阿国像〉東柱詩碑・護王神社・六〈千本釈迦堂・相国寺・尹洛中コース

■洛南コース

■洛西コース 〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社

コースは一例です。その他ご要望に応じます。(松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺





【ガイド料金】

1,000円を加算 2時間以内…2,000円 その後、1時間ごとに

でお支払いください。 ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金

【お問合せ先】

豊国神社

八坂神社・清水寺・耳塚

e-mail: jinken@kyoto.email,ne.jp

2017年度 人権大学講座

■ 講座日程表/講座内容

	月日曜	種別	時間	講 座 名	講	師	備考
1	1月22日	講義	14:00 ~ 15:40	医療と人権	大谷	實	理事長
10	(月)	修了式	15:40 ~ 15:50	研究センター理事長 大谷 實			

講義会場 ※受付:午後1時30分~



京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る 清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス 「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

受講料

1回 1,000円 ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- ○受講日前日までに、「受講申込書」(別紙) に必要事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関□座に受講料を振り込んでください。
- ○申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。 (ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁	前支店	普通	853685
・東京三菱 UFJ 銀行	京都	支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本	店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話:075-231-2600 FAX:075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP: http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

「賛助会員」募集中

- ◎ 年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎ 特 典 ・『グローブ』 (季刊:年4回発行) 『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - 「人権大学講座」の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内



人権図書室は、人権に関する資料の収集・整理を目的として資料を幅広く収集し、研究 者の方だけでなく京都府市民の皆様はもちろん、全国よりどなたでも閲覧ができます。

以前より当センターに設置している研究部「国際人権」「同和問題」「定住外国人の人権」「女性と人権」「人権教育」と、昨年度より新設された「企業と人権」の6つの研究部に関する資料を収集し、約2万冊弱所蔵しております。

1F 開架は、手に取りやすい書籍を独自の分類とサインの表示で、わかりやすく配備しております。2F 閉架では、専門的な資料を所蔵し、一般公開はしておりませんがご希望の資料をご提供できるよう担当者がお手伝いさせていただきます。

資料は当研究センターのホームページ http://www.khrri.or.jp/より【図書データベース】 【蔵書検索システム】から検索できるほか、国立情報学研究所が提供する総合目録情報データベース(CiNii Books)http://ci.nii.ac.jp/books/立情からも検索できます。ご興味のある資料の探索に人権図書室へ来てみませんか。





開館時間:月曜日から金曜日

お 休 み: 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

開室時間:10時から16時(12時から13時は閉室)

【閲覧およびレファレンス】担当者が資料検索などをお手伝い致します

【複写サービス】有料サービスとなります

【貸出サービス】賛助会員のみのサービスとなります

電 話:075-231-2600

ら約 300 m

アクセス:地下鉄烏丸線「四条駅」または阪急京都線「烏丸駅」下車。いずれも22・24号出口か

市バス「四条烏丸」バス停下車



世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込) ~2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価 1,800 円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前 例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文 化の創造をめざす人々の学習の手引となるように 編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業について の報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部か らの声などを掲載しています。



◎定価 2,000 円(+税)

創立 20 周年記念出版 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価 1,500 円 (+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事 長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8.200 円 (+税)

創立 10 周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究|

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価 1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号 2,500 円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」 「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題 の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部 門での個人研究の成果を公表しています。



創立 20 周年記念式典・シンポジウム 講演録 創立 20 周年の記念講演・シンポジウムを中心にま とめています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」 について、その歴史を振り返り、見過ごされがち であった声をフィールドワークをとおして聴き 取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつ かご紹介しています。

人権問題研究叢書 第15号刊行(2016年12月刊行)

2014 年度·2015 年度講演録 講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円(税別)



人権問題研究叢書

① 救 (15) (14) ③歴史のなかの人権文化 ②職能民へのまなざし ①講座・人権ゆかり ⑩部落実態調査の書誌的研究 ⑧講座・人権ゆ ⑦歴史のなかの女性の人権 ⑥京都の中の渡来文化 ⑤ 人権から見た近代京都 ④講座・人権ゆ ③朝鮮通信使と京 ②アイヌ・台湾・国際人権 地をたずねて)講座・人権ゆかりの 一人権の視点から一)都の文化・光と陰 地をたずねて 講座・人権ゆかりの 二〇一四年度・二〇一五年度講演録 地をたずねて 二〇一三年度講演録 地をたずねて 二〇一一年度講演録 地をたずねて 二〇一〇年度講演録 二〇一二年度講演録 済 0 社 かり いかり 会 (絶版) 都 Ó 0 0 史 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 研究センター世界人権問題 Ŀ 研究センター 研究センター世界人権問題 上 秋定嘉和 仲尾 Щ \mathbb{H} 世界人権問題 安藤仁介 研究センター I 路 興 造 一田正昭 田正 端泰子 宏 昭 著 編 編 編 編 著 著 著 編 定価 一五〇〇円 定価 一五〇〇円 + 税 在価 一五〇〇円 +税 在5判·二一三頁 (稅込) 在価 一五〇〇円 定価 一五〇〇円 (税込) 在5判·三一九頁 +税 定価 一五〇〇円 +税 定価 一五〇〇円 名5判·二二四頁 完価 一五〇〇円 +税 定価 一五〇〇円 定価 一五〇〇円 ・税 定価 一五〇〇円 定価 一〇〇〇円 定価 | 〇〇〇円 (税込) 五00円

·公益財団法人 世界人権問題研究センター刊 -

◎お問い合せ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1 TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750 [URL] http://www.mmjp.or.jp/jinken/[E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp